

令和3年豊能町議会3月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和3年3月9日

豊 能 町 議 会

令和3年豊能町議会3月定例会議
福祉教育常任委員会

年月日 令和3年3月9日(火)
場所 豊能町役場 大会議室
出席委員 6名
秋元美智子 高尾 靖子 永谷 幸弘
井川 佳子 小寺 正人 西岡 義克

委員外出席 管野 英美子(副議長)

欠席委員 なし

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	保 健 福 祉 部 長	上浦 登
住 民 部 長	大西 隆樹	こども未来部長	八木 一史
保 険 課 長	桑原 康男	福 祉 課 長	仲村 晴好
健 康 増 進 課 長	小森 進	税 務 課 長	千歳あや乃
住 民 人 権 課 長	浅海 毅	環 境 課 長	星原 健男
教 育 総 務 課 長	入江 太志	義 務 教 育 課 長	吉澤 亘
こども育成課長	竹内 弘明	生 涯 学 習 課 長	中谷 康彦

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 東浦 進 書 記 田中 尚子

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和3年豊能町議会3月定例会議付託案件について

- ・第8号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- ・第9号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- ・第10号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- ・第12号議案 豊能町立公民館条例等改正の件
- ・第14号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件（関係部分のみ）
- ・第15号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件
- ・第16号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（秋元美智子君）

皆様おはようございます。ここにいらっしゃる多くの方々が、コロナのワクチンの接種に中心になって動いていらっしゃる方々と思っております。国のほうも、なかなか思った以上に段取りよく進まなくなるとなると、やっぱり各自治体、そして皆様のお仕事もなかなか思ったように進まなくて、御苦労多いかと思えます。

そういった中で本日の委員会となります。できる限り私どものほうもスムーズに進めていきたいと思いますが、簡単明瞭な答弁、よろしく願いいたします。

では、簡単ですけど、座らせていただきまして、委員会進めたいと思います。よろしく願います。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、委員間の距離を取るため通常の席から変更しております。皆様にはマスクの着用をお願いしておりますが、発言の際にもマスクの着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、第1会議室にて音声傍聴の形を取らせていただきますので、御了承願います。

また、委員会の開会に当たりまして、町長より御挨拶がございます。お願いいたします。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆様おはようございます。

本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日はちょっと涼しいですけれども、昨日のニュースを見てますと、桜の開花が大

阪では3月の20日ぐらいということになっておりますけれども、私の希望するところ、子どもたちの入学式のときには、ぜひ満開のままで残ってほしいなという願いでございます。

今日、委員長のほうからも御紹介がありましたけれども、昨日、本町のほうにもディープフリーザーが到着したということでございますけれども、まだワクチンの量、そういうところがまだまだ決まっておられませんけれども、しっかりと職員のメンバー、日々詰めさせていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、本日の審査よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（秋元美智子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査日程はお手元に配付のとおりでございます。

1. 令和3年豊能町議会3月定例会議付託案件についてを議題といたします。第8号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保険課長、お願いいたします。

○保険課長（桑原康男君）

おはようございます。保険課、桑原です。

それでは、第8号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令による国民健康保険法施行令の改正に伴う改正、その他の規定の整備を行うものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表も併せて御覧ください。

今回の主な改正は、上位法令等の改正に伴うもので、国民健康保険料の基礎賦課限度額の引上げ及び低所得者に係る保険料軽

減判定所得の算定方法の改正でございます。

まず、保険料の基礎賦課額に係る基礎賦課限度額を現行の61万円から63万円に。介護納付金賦課限度額を現行の16万円から17万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

これは、国において、社会保障制度改革推進法の規定に基づき、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保に係る措置としまして、国民健康保険の保険料の賦課限度額の引上げ及び低所得者の保険料の負担の軽減について検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、その結果に基づいて見直しがされたものでございます。

次に、低所得者世帯に対する保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る所得判定基準について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとするものでございます。

これは、国民健康保険は、所得額200万円以下の加入世帯が7割以上占めてるとのことなどで、全国的に低所得者層が多いことが特徴です。

そのため、低所得者層の負担を軽減することを目的としまして、国民健康保険法施行令に基づき、一定の所得以下の世帯に対して保険料を軽減して賦課を行っていますけれども、賦課の判定は、基礎控除を引く前の世帯総所得によって行っておりますので、さきの税制改正における個人所得課税の見直しによりまして、給与所得控除を公的年金控除もですが、一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げることとされたことに伴いまして、給与収入や年金収入を得ている場合には、基礎控除を引く前の所得、それでは、1人当たり

10万円の所得増となるので、その結果、対象から外れてしまう可能性が出てきます。そういったことのないように、算定式の見直しを行うというものでございます。

次に、3としまして、傷病手当金の支給に関する新型コロナウイルス感染症の定義につきまして、新型インフルエンザ対策特別措置法の改正に準じて改正を行うものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症については、感染症法附則の第1条の2の規定によって新型インフルエンザ等とみなして法の規定を適用しておりましたけれども、このたびの感染症法の改正によりまして、当然に新型インフルエンザ等として法の対象となるということに改められましたので、もともとありましたみなし規定にありますが法附則の第1条の2が不要になりましたので、削除された。

条例では、その附則の1条の2を引用しておりましたので、削除された条文を引用してはいけなないので、これを改正の必要が生じたというものでございます。

なお、附則としまして、この条例の施行は令和3年4月1日とし、定義規定の改正は公布の日から施行することといたします。

次に、本件条例改正に関連しまして、令和3年度に国保料の改定につきまして、先月行われました国保運営協議会の答申を得まして、このたび改定することとなりましたので、御説明のほうさせていただきます。

まず、国保制度改革によりまして、国保財政運営の責任主体が都道府県に移りました。

大阪府は、毎年度、国民健康保険事業費納付金を決定します。これには、各市町村の医療費水準及び所得水準を反映させます。これとともに、標準保険料率も算定することとされております。

各市町村は、標準保険料率を参考に保険料を決定いたします。

本日お配りさせていただきましたこちらの資料、右上に委員会資料が載っております。こちらに基づきまして、説明のほうさせていただきますと思います。

○委員長（秋元美智子君）

申し訳ない、どのページか詳しくお願いします。

○保険課長（桑原康男君）

順番に持ってきます。

まず、説明資料の1ページを御覧ください。

大阪府の定める保険料率のこのたびの主な変動要因としましては、算定上の推計被保険者数の減少。

○委員長（秋元美智子君）

座ってどうぞ説明してください。

○保険課長（桑原康男君）

座って説明させていただきます。

算定上の大阪府の定める保険料率のこのたびの主な変動要因について、上の表に書いてございます。

この要因としましては、算定上の推計被保険者数の減少、医療費単年度の伸び、そして、算定上の一人当たり費用についてがありまして、増要因としては、保険給付費の自然増、保険料減免の増、財政安定化基金への繰入金がありまして、減要因としましては、激変緩和全面拡大による公費の増、前期高齢者交付金の増、介護納付金の減によるものとされています。

激変緩和全面拡大とありますのは、府の国民健康保険運営方針におきまして、今まで個別激変緩和措置として該当する団体に対して出ておりました財源を納付金の算定に活用することとされたものでございます。

下の大阪府が示しました豊能町の国民健康保険事業費納付金、下の表のところ、

7億4,175万5,000円となっております。令和2年度事業費納付金が7億6,996万9,000円でしたので、2,821万4,000円の減となっております。この事業費納付金から一般会計繰入金等6,616万9,000円を引いた6億7,558万6,000円が保険料での収納必要額となります。

1枚めくっていただきまして、上の段、改定案としまして、基金積立金、繰越金を活用し、豊能町独自の激変緩和措置を実施し、被保険者の利益を少なくする。

また、令和6年度の府統一保険料に備え、令和3年度一人当たり保険料収納見込額を算出し、毎年一定割合引き上げることとし、保険料収納必要額6億7,558万6,000円に対し、基金繰入金及び繰越金を活用した町激変緩和措置2,594万8,000円を活用し、保険料収納見込額6億4,963万8,000円とし、その結果、1人当たり収納見込額は15万3,921円となり、前年度比2,229円の増の見込みとしております。

下のグラフは、1人当たりの収納必要額の推計になります。あくまでも現時点での推計ということになりますが、標準料率とありますのが、大阪府統一保険料率で算出した1人当たりの収納必要額になります。

真ん中の府激変緩和とありますのが、大阪府が府の人に対して措置する激変緩和措置後の収納必要額となり、グラフの濃くなっている部分の上の線、それがこれを表してございます。

令和2年度までは3段階になりましたが、令和3年度からは、大阪府の個別の措置がないため、町激変緩和との2段になっております。

その濃い部分の下の線まで引き下げているのが、町の激変緩和措置でございます。これが徐々に少なくなっていくまして、令和6年度には統一の保険料の推計となって

おります。

あと、令和4年度からの推計につきましては、さらに伸びていくことが予想されるところでございますけれども、今年度はコロナ禍によって、一昨年 of 推計値を用いざるを得なかったことなど具体的な見込みが困難でありますことから、やむを得ず、増加を見込まない方法で作成をしたものでございます。今後、それが明らかになりましたら、置き換えていくものでございます。

次のページを御覧ください。

今回の改定案で算定した令和3年度豊能町の保険料率の改正案と令和2年度の保険料率の比較の表になってございます。

括弧の数値につきましては、下の令和2年度との差を表しております。

医療分、後期分、介護分とそれぞれ改定を行いまして、合計として所得割が0.34ポイント、均等割が2,300円、平等割が1,100円の増となっております。

ページの下段は、今回の改正案と大阪府の統一保険料率の比較の表になってございます。

括弧の数値につきましては、統一保険料率との差を表しております。

合計として所得割が0.47ポイント、均等割が2,631円、平等割が728円の差となっており、急激な保険料の増額を抑えておるところでございます。

次の最後のページは、具体的なモデル世帯の保険料年額の比較表となっております。上の表が40歳から64歳と65歳から74歳の一人世帯の試算になります。

左から、R2現行とありますのが、令和2年度の豊能町の保険料率で付加した金額、R3統一保険料率は、令和3年度の大阪府の統一保険料率で出した金額、R3改定案は、改定後の保険料率で付加した金額をそれぞれ試算した保険料となっております。

下の括弧の金額につきましては、現行の令和2年度の保険料との差の金額となっております。

3段目は、65歳から74歳の夫婦2人世帯、一番下の表が40歳から64歳の夫婦と、子供2人の4人世帯の試算表となっております。

R3改正案では、40歳から64歳の1人世帯で1,000円から9,100円、65歳から74歳の1人世帯で400円から6,500円、65歳から74歳の夫婦2人世帯で400円から6,600円、夫婦と子供2人の4人世帯では、5,300円から1万8,400円のそれぞれ増額となる試算となっております。

説明は以上でございます。御審査いただきまして、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（秋元美智子君）

これより、本件に対する質疑を行います。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

説明の分とこの議案の分と何かごっちゃになって、何が何か分からんようになってるんだけど、ここの議案の分で説明の1番、基礎賦課限度額を61万円から63万円になる、2万円限度額が増えたよ、取れるよ、要するに増になるわけ、保険料の。

それと、その2番目に低所得世帯に対する減額の話があつて、まず、低所得者とは何かという定義がいろんな保険、医療保険や介護保険でそれぞれ違うの、一緒なん。定義。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

定義はそれぞれまた異なってきます。

国民健康保険の場合は世帯ごとに見ますので、介護保険の場合は一人ずつで所得で見ますけれども、世帯が非課税かどうかというのがまず条件としてあるんですけれども、国民健康保険の場合は、世帯員の所得、それぞれ合計していきます。なので、定義は異なっているものでございます。

○委員長（秋元美智子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

この表に軽減判定所得と書いてますよね。世帯全員の所得の合計が基準額以下の世帯については医療分、後期高齢者支援分、介護保険料の平等割と均等割を軽減と書いてるけども、3つあるということですか、3つ、それをこの医療保険の中に組み込んでるという意味ですかね。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

今日お配りしました資料のこちらの1枚めくっていただいたところですが、これが分かりよいかと思います。このページ、よろしいですか。

この一番上で、グラフのある表の右側の上を見ていただいたら、この表にありますとおり、国民健康保険料の算定には、医療分、後期分、介護分がございまして。所得に応じて計算しますと所得割で、均等割、平等割というふうになっております。

保険料の算定につきましては、この3種類を組み合わせる形で算定をいたします。

○委員長（秋元美智子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

3つを医療分としてとって、後期高齢者支援分かな、それも取って、介護保険分も取ってる、そういう意味ですか。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

介護分につきましては、40歳以上65歳までの方が対象になるということでございます。

○委員長（秋元美智子君）

小寺委員、どうぞ質問進めてください。

○委員（小寺正人君）

だから、40歳から64までがこの3つを一気に請求してきてる、そういう意味やね。65超えると、介護分は年金から天引きしてると、取ってるわけね。

そうすると、医療分と後期高齢者負担分を請求してるとそういう意味やね。

○委員長（秋元美智子君）

今の質問でよろしいですか。そうかどうかだけはお返事してください。立って。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

委員のおっしゃるとおりで結構です。

○委員長（秋元美智子君）

どうぞ、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

それでその表を見ると、議案書の説明。それで低所得者は引いてあげるよ、計算した中から、そういう表だけでも、改正前と改正後の金額に当然差があるんですけど、どう見たらいい。

改正前で見たら、7割軽減しますよ、5割軽減しますよ、2割軽減しますよというほうが大きいことない。これはどう見たらいい。

○委員長（秋元美智子君）

この表の見方ですね。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

軽減が7割になりますので、負担が3割になります。5割軽減の場合は5割。2割軽減の場合は8割の負担になるということです。7割軽減が最も30%で済むので、軽減度が大きいということです。

○委員長（秋元美智子君）

これぱっと見たときに、本当に安くなってるのかしらというような思いがあったもんですから、小寺委員、同じじゃないかと思えますけれども、お願いします。どうぞ、手を挙げてお願いします。

○委員（小寺正人君）

金額を7割のところを7割軽減してもらえる人が、改正前は33万円を、控除の額が10万円たくさん見てると、そういう意味やね。

2割のところを見たら、63万円、そうか、52万、何ぼ差がある。控除額。

○委員長（秋元美智子君）

控除される額ですね。まず確認しますけど。

ここに書かれているものは、俗に所得から控除される分を書かれてるのかしら。そのところを、もし違ったら、また説明をお願いします。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

ここは基準額を書いております。この所得以下であれば、それぞれが該当するので、改正前で見ただけでほうが分かりよいんですけども、7割、5割、2割と下に行くほど額が大きくなっているということは、その額を下回ると、それが適用どんどんされていくというふうに思っただけだと思います。

○委員長（秋元美智子君）

ほかの方ちょっと先に。

今のことでほか質問ある方いらっしゃいますか。よろしい。

じゃあ、小寺委員、お願いします。

○委員（小寺正人君）

軽減を7割削減しますよ。5割削減しますよ。2割削減しますよ。低所得者の人。じゃあ、低所得者にならないというのは、ゼロ割というところは幾らになるんです。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

基準額を超えた場合は、軽減なしの元の保険料になるという。

ですので、またこちらに戻っていただく、この分になったと。世帯の構成員とか年齢に応じて、最後のページの試算表ですね。

○委員長（秋元美智子君）

よろしいです。

基の基準額は決まっています、そしてこちらにあるように、軽減率はこうなっていますよというふうな今までの御説明ですね。

ほか、ございますでしょうか。

どうぞ、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

おはようございます。永谷です。

豊能町の改正案で、激変緩和措置案を実施した場合の保険料収納見込額、実質が一番左の金額が欲しいんですけども、見込額は少し下がって、町激変緩和措置額は2,594万8,000円足りませんよ。これは一般会計から繰入れという解釈でいいと思いますが、いかがですか。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

そうですね、前のこちらのページの下側の黒く塗った部分、これで賄うという

こととございます。

○委員長（秋元美智子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

その下に、一人当たり収納見込額が、前年度比プラス2,229になってるんですが、これは平均なんですかね。1人この金額なのか、多分平均だと思うんですが、その点についてお伺いします。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

平均を人数で割った、総額を人数で割って、平均出している分になります。

○委員長（秋元美智子君）

ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

高尾です。

この頂きました表紙開けて3ページ目ですかね、令和3年の豊能町国民健康保険料案と令和3年の統一保険料率というところなんですけれども、これは豊能町の改定案と、市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）というふうに表があるんですけれども、豊能町がこういう軽減の努力をしているという分については理解できるんですけれども、この大阪府統一保険料率に結局はこれ同じになるんですよね。その点ちょっと教えて。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

令和6年度に大阪府の統一保険料にしまして、府内どこの市町村におきましても、同じ保険料という形になるものでございま

す。

○委員長（秋元美智子君）

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

統一されるとときに、どこも統一されるときには、それぞれの自治体で負担分として払ってますよね。何千万かな。その分はこういうところで緩和されるように、6年間の緩和というところで使われるんだと思うんですけども、しかし、これは豊能町が考えている金額とは全く違うなというふうに思うんですけども、この点で保険料は結局今おっしゃったように、この統一料金になるということなんですけれども、200万円の収入がある方というのは、大変厳しい状態の方が多くいますよね。アルバイトやパートで働いてる方が多い中で、やはり軽減されるといっても、こういう値上げされてる保険料、この点で大変厳しいんですけども。

去年のことで申し訳ないですけども、去年から今年にかけて、コロナで減収があったということでのそういう申入れというのはたくさんおられるんじゃないかと思うんですけど、その点はどうですか。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

今年度、令和2年度でコロナウイルスの感染症の影響によりまして収入が減少した場合には、国民健康保険料の減免措置を行っております。

現時点で47件の申請がございまして、約880万円の減免額となっております。この額につきましては、国のほうで措置をしていただけるということになっております。

○委員長（秋元美智子君）

よろしいですか。

ほか、ございますでしょうか。

どうぞ。高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

今おっしゃったように、減免されていることは分かりました。

しかし、国保料は毎回上がっていったということで、緩和されているといえども、上がっていったという状況がこれずっと続いておりまして、大阪府の国民健康保険料は全国一高いんですね。こういうのを一番乗りで統一保険料にしたいというのが、その原因なのかどうか分かりませんが、私は大阪府は全国で一番というのを見まして、本当にびっくりしました。こういう点では、こうした要因というのとはつかめておられますか。

○委員長（秋元美智子君）

議題とは離れますけど。

○副委員長（高尾靖子君）

それは全国的なことでは分かりにくいかもしれませんが、要因は保険給付を使う人が多いからということになるんかもしれませんけど、その点いかがですか。

○委員長（秋元美智子君）

すみません、ちょっと議案とはあれかもしれませんが、御参考までに、もしつかんでいたら、お願いします。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

大阪府に限っての分析というのをちょっと今資料が手元にないので分からないんですけど、やはり国民健康保険の制度上、お勤めされてない方とか、退職なされた方とか、高齢の方も加入が多ございます。

そうすると、収入が少ない、また医療を必要になられる方がやはり高齢者の方が多いということございまして、そういった要

因から国民健康保険の財政基盤というのはかなり弱いものになります。それを補うように、国・府・市町村にそれぞれ負担をすることでございますし、ほかの社会保険料のほうからも支援をいただいているということでございます。

○委員長（秋元美智子君）

ほか、質問ございますでしょうか。よろしいですか。なければ終結しちゃいますけど。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

収入の少ない方には、今回のコロナ対策で減免はされておりますけれども、毎回上がっていくということに関しては反対でございます。

国の補助率をもっと上げていくことが重要だと思いますので、その点についてはぜひ要求していただきたいと思います。それをお願いいたしまして、この案件については反対といたします。

○委員長（秋元美智子君）

ほか討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手4：1）

○委員長（秋元美智子君）

挙手多数でございます。よって第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案、豊能町介護保険条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

○委員長（秋元美智子君）

ごめんなさい、最初から、もし長くなるようでしたら、どうぞ座ってお願いいたします。

○保険課長（桑原康男君）

失礼して、座って説明させていただきます。

第9号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、第8期介護保険事業計画期間であります令和3年度から令和5年度までの3年間について、介護保険の適正な運営を図るために、第1号被保険者の介護保険料率を改定するとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により介護保険法施行令の改正に伴う既定の整備を行うものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表を御覧ください。

まず、保険料率の期間を令和3年度から令和5年度までに改めます。

次に、第7条の各号になります。第1号から順に各段階における保険料率となりまして、第7期と同様12段階とし、概要、こちらの右側の表の額にそれぞれ改めるものでございます。

括弧内の額は、改定前の保険料率の額でございます。

第7段階と第8段階との、または第8段階と第9段階との各段階の境目となる基準所得額については、介護保険法施行規則の改正より210万円と320万円にそれぞれ改めるものでございます。

また、第8段階と第9段階の基準額に対

する割合については、第6期計画において激変緩和のため、国の基準を下回る値としましたが、保険料基準額の上昇を抑えるため、国の基準に近づくよう、第7期計画から段階的に見直しを行っておりまして、第8期計画期間においては、第8段階の基準額に対する割合を国基準が1.5のところを1.45、第9段階では、国基準1.7のところを1.65にそれぞれ第7期計画から0.05ずつ国基準に近づくよう割合を定めております。

次に、低所得者に係る軽減措置としまして、概要右側の下の表、第1段階の被保険者の保険料率を1万9,978円、第2段階は2万9,967円、第3段階は4万6,616円にそれぞれ改めるものでございます。

概要、左側の中ほどの丸の2番目、合計所得金額に給与取得又は公的年金等に係る所得が含まれている者の保険料率の算定に関する基準の特例につきましては、さきの税制改正における個人所得課税の見直しにより、給与所得控除と公的年金控除額を一律10万円に引き下げ、基礎控除の控除額を10万円に引き上げることとされたことに伴い、給与所得または公的年金等に係る所得が含まれてる方の保険料の算定に係る合計所得金額について不利益が生じないよう、特例を追加するものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行し、改正後の保険料率の推移は令和3年度以降の年度分の保険料から適用するものといたします。

続きまして、本日お配りしております資料によりまして、保険料の算出と今後の基金の活用につきまして説明をさせていただきます。

お配りしております資料、第8期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要版（未定稿）、この最後のページの裏面

を御覧ください。

なお、この事業計画につきましては、現在その内容につきまして、最終の大阪府との協議に入っております、今年度中に策定を終えることとしておりますので、現時点では未定稿となっておりますのでございます。

第1号被保険者の保険料基準額は、計画期間における標準給付費見込額や地域支援事業費等により算出した保険料収納必要額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で割ることにより算出しました。

1ページ、戻っていただきます。こちらのページですね。

6ページの先ほどの標準給付費見込額は、上から3つ目の表の一番上、標準給付費見込額、ございましたでしょうか。その下に地域支援事業費がございます。

これら2つから次の第1号被保険者負担分相当額を計算しますと、3行目の数字になります。それに調整交付金相当額と見込額の差を加えて、下から5行目に介護給付費準備基金取崩額1,230万円、これを控除した額が保険料収納必要額となるものでございます。ここに基金を活用しまして、保険料の上昇の抑制をしているところでございます。

もう一つの資料、こちら一枚物のグラフのあるほうの資料。

○委員長（秋元美智子君）

ちょっとお待ちください。これですね。はい。

○保険課長（桑原康男君）

ありますでしょうか。

基金の活用シミュレーションにつきまして、事業計画にもこの表を用いて説明を載せる予定としております。

読み上げますと、第7期計画期間中については安定的な介護保険運営を行っており、

給付費に充てられなかった保険料を介護保険介護給付費準備基金として積立て、令和2年度末の準備基金残高の見込額は6億3,600万円程度となっております。

第8期計画では、保険料を引き下げるため、準備基金から1,200万円程度の取崩しを行います。残りの準備基金については、今後、高齢者人口や保険給付の増加等に伴う急激な保険料の上昇を調整する財源として活用してまいりますとしております。

下のグラフの見方なんですけれども、棒グラフが基金の残高を表しております。左端の第7期の残高、6億3,600万円から右端のほう、14期で4,800万円まで段階的に取り崩していく計画をしております。

右上がりの折れ線グラフのうち、点線の折れ線グラフは、保険料の推計値を表しております。

見ていただきましたら、12期から上昇幅がきつくなっております。14期では、見ていただきますと、月額8,320円の推計となっております。

このような上がり幅を抑制して、実線にありますグラフのような上がり幅に調整するために基金を活用するものでございます。

そのために、将来第12期以降、取崩し額が多く必要になりますので、次の第8期では、余り取崩しを行わない方向で計画をしているというものでございます。

説明は以上です。御審査いただき、御決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（秋元美智子君）

これより、本件に対する質疑を行います。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

引き下げというのはもう微々たるもんやね、35円とか。そんなもんやな。1年間に35円ですか。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

こちらに表示してありますのが月額ですので、掛ける12で420円、それでも余り大きくはないですけども、が年間の額になります。

○委員長（秋元美智子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

議案の説明の表がありますね、ここで令和3年度から5年度までの保険料率について書いてあるわけね。

これで決めましたよといいながら、その下に、低所得者に係る保険料の軽減をします。この表の中の1段階、2段階、3段階の人は引き下げますよと、そういう意味でいいんですか。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

第1段階は国基準、もともとの政令の基準で0.5のところを基準額0.3の掛ける基準額に0.5を掛けて出していたものが、0.3を掛けるというふうに変える。第2段階が、0.7のところを0.45。第3段階が、0.75のところを0.7というふうに軽減措置をするものでございます。

○委員長（秋元美智子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

表を見ていって、左側の端っこ、世帯で非課税、それから横線、区切りがあって、その下に住民税課税、住民税非課税と住民税の課税者はこの1、2、3段階のところまで線が入ってるのやね。その横に、今度は本人になるのかな、本人の非課税と本人の

住民課税でまた区切りが第5段階のところに来てるよね。

5段階のところは基準額か、何かこの世帯の非課税と本人の非課税と分けてるのは何の意味ですか。

住民税の非課税が2つあり、住民税の課税が分かれてるでしょう。何のためにこういう表示になっているのかをまず。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

介護保険はそれぞれの方で御負担いただいております。

例えば、御夫婦で御主人と奥さん、奥さんが今お勤めとかされてなくて、収入が少なかった場合に非課税ですよ、ただ御主人は課税ですよという場合と、御主人も奥さんも収入が少なくて、両方非課税という場合のその保険料の負担の能力といいますか、その適正じゃないですけど、それが違いがございまして、そういった段階が設けられるというものでございます。

○委員長（秋元美智子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

もし3人いてはる、世帯に。3人とも非課税になってる。ほなら、これ世帯として非課税なのか、こっち側の本人じゃなし、どっちに当たるの、これ金額的に何か分類がどっちにいくの。

要するに、一番下の低所得者に係る保険料軽減というのが、左側の非課税の人だけですよね。

そやけど3人おって、世帯にね、3人とも非課税なんやけど、これがもうちょっとこれでいうたら80万円超のところまで来てしまうと、低所得者に係る保険料の軽減は受けられないとそういうふうになってる

の。

○委員長（秋元美智子君）

分かりました、質問。お願いします。
桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

ちょっと表の見方の問題ですけれども、一番左側が世帯です。世帯全体で非課税であれば、もう一番上の第1段階から第3段階までのいずれかしかありません。

世帯のうちどなたかが課税者であれば、この第1段階から第3段階に該当しないので、第4段階以降で分類になるという仕分です。

一番左から2番目のが、本人が非課税か住民税課税の分類になっています。

○委員長（秋元美智子君）

大変ですね、計算も、聞いてると。
お願いします、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

1つ、インターネットの世界でこれを説明してる人がおるねん。結構人気があるとかいうて、聞いても分からなかったけども、210万円の壁がある、そこを超えるか超えへんかで、いろんなところの負担率が変わる。

だからこの210万円をしっかりとらんでいろんな行動をとらなあかんとかいう、インターネットの中で、専門家何か知らんけども、言ってる人がおるけど、どういうことを言ってるのかな、ここに段差があるよね。第7段階と第8段階に1.30から1.45の、ここを超えてしまうと一気にぼんと上がる、これについてはそうやわね。負担率ほかのところも何か影響を受けるような、言うてることは僕はよく分からなかったけど、何か特別なあれがあるんですかね、210万円という。

○委員長（秋元美智子君）

すみません、ちょっと議案とは離れるかもしれませんが、御参考までに、簡単とは失礼な言い方ですけども、御説明できるようでしたら、お願いいたします。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

ちょっとネットで210万円と言われてるのは見ておりませんので、どれのことかちょっとお答えするのは難しいかと思えます。

ただ、今回のこの210万円というのは、以前200万円が段階にか次に上がったのが210万までに上がりましたので、その分は緩和されてるといっていただけます。

○委員長（秋元美智子君）

この議案についての御質問で、ほかございますか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

このところに段差があるよねという話、何であるんですかね。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

その辺については、ちょっと明確な答えというのはちょっと用意できません。

○委員長（秋元美智子君）

ほかございますでしょうか。

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

高尾です。

これ頂いた資料で、介護保険の給付準備基金ですけれども、今回、6億3,600万円ほどが積み立てられてる予定とかいうことですけれども、この使い方示してありますけれども、この1期3年、これで平均的にどれぐらい準備基金というのがたまってき

ているのか、それは計算されております。

○委員長（秋元美智子君）

答えられる範囲の中でお願いします。

○副委員長（高尾靖子君）

平均でいいです。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします、桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

3年間で約2億8,000万程度ですので、3年度で1億弱積立てされてるものがございます。

○委員長（秋元美智子君）

それは7期ですね。

お願いします、桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

そうしましたら、平成26年度から、基金の残高の推移について御説明させていただきます。

26年度で1億4,600万、27年度で1億8,600万、28年度が2億5,400万、29年度が3億4,800万、30年度が4億2,900万、残高です。

（発言する者あり）

○委員長（秋元美智子君）

分かりました。

○保険課長（桑原康男君）

令和元年度が5億4,400万がそれぞれの残高です。

○委員長（秋元美智子君）

どうぞ。高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

大変皆さんの健康志向で、これだけの準備基金が貯められてることになっておるわけですがけれども、これは国にとってもほくほくですよ、これだけ元気な自治体があるということでは助かってるわけですよ。これが調整交付金にも反映してるんじ

ゃないかと思うんですけど、その点は全くないのか、あるのか。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします。桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

調整交付金につきましては、住民の方々の収入が高い、所得割階層が高いので、比較して余りもらえていないというのが現状でございます。

○委員長（秋元美智子君）

関係ないということですね。

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

余り細かいことを言うのは分からなくなってしまうので、今回こういう基金を示していただいて、大変豊能町にとってはありがたいんじゃないかなというふうに思うんですけども、しかし、今これだけの基金がたまってるということでは、全国では今回据置きしているところが多いんですよ。これはコロナ禍の影響での据置きということが大方なんですけれども、豊能町の場合は、今後の高齢化という今示してありますように、14期目のところで多く要るということで、これを有効に使おうということなんですけれども、据置きということは、お考えにならなかったのかどうか、1,200万円のみ取り崩すということでの今回の保険料になってるんですが、その点、お伺いします。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

将来の負担に備えたいというのが第一の目的です。

でも、基金につきましては、一定額、次の計画期間における保険料の抑制に用いる

ということをしたので、今回はこの額を示させていただいたということでございます。

○委員長（秋元美智子君）

これまでずっと将来のために基金は積んでおくという方針で町は来て、でも、今回基金一部取り崩しましたね。これが切り崩していく入り口と理解したらよろしいですか。

この表もこうありますけれども。そこだけお願いします。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

委員、おっしゃるとおりでございます。

今後、こういったシミュレーション、場合によってはもっと保険料厳しい状態になっていくことが考えられます機会に備えたいと。

○委員長（秋元美智子君）

使っていくということで、方針転換してるといふことで、分かりました。

ほかございますでしょうか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

今回の第8期の計画を今頂いておりますけれども、第7期がそろそろ3月末で終わりますよね。これやっぱり町の中でこの3年間の計画を遂行してきて、総括といひますか、事業評価、いい面、悪い面あると思うんですけども、簡単にその点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

それでは、第7期のことと、この計画のことを説明するに当たりまして、こちら保険料説明に使わせていただきました資料、

事業計画書の概要版、こちらを使って、また説明のほうさせていただきたいと思えます。

座って説明させてもらってよろしいですか。

○委員長（秋元美智子君）

どうぞ、次からもう座ってください。

○保険課長（桑原康男君）

第7期の総括についてですけれども、概要の1ページ、左上です。

計画策定の趣旨のところにおきまして、第7期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について、「生きがいをもてるまち、健やかに安心して暮らせるまち」を基本理念として、豊能町における地域包括ケアシステムの構築、深化・推進と高齢者福祉の充実に向けた取組を進めてまいりましたことを記載しております。

右側2ページの2番目の項、重点的な課題としまして、第7期の取組を検証しまして現状を分析し、課題として取りまとめをいたしました。

まず、後期高齢者や高齢者世帯の増加によるサービス需要の伸びへの対応、健康維持・介護予防の促進、医療と介護の連携体制の強化、認知症高齢者への対応、担い手となる介護人材・労働力の不足、そしてこれは現況において必要な感染症・災害への対策、これらを重点的な課題としております。

このような状況や国の動向などを踏まえて、第7期の計画の取組を継承・発展させることとし、第8期計画につきましては、次のページ、絵の描いてるページですが、「地域で支え合いながら、自分らしく暮らせるまち」これを基本理念に、高齢者一人ひとりが、どのような心身の状況にあっても、自分らしく、住み慣れた地域の中で支え合いながら、安心して暮らしていけるま

ちづくりを目指すことといたします。

そのために、介護保険や高齢者福祉などのフォーマルなサービスだけでなく、ボランティアや住民組織などのインフォーマルなサービス、ご近所づきあい、そして自分自身でできることも組み合わせて、自分らしい暮らしを続けていける体制づくりを進めるとともに、家族や親しい友人、よく行くお店や公園、なじみの関係、なじみの場所で、マイペースな日常生活を送ることができ、心身の状態が変化しても、できる限りこれまでの生活に近い形で暮らしていくための仕組みづくりを推進いたしますとあります。

そのための基本目標としまして、右のページ、4ページに基本目標の1から5までを掲げ、1ページめくっていただきまして、5ページの見出しの4になります。

施策の展開としまして、基本目標の1.自分らしい暮らしを叶えるための仕組みづくりは、一人ひとりが健康維持に取り組み、様々な社会資源を効率的かつ効果的に活用し、支え合える地域包括ケアシステムの仕組みづくりをさらに進めてまいりますこと。

基本目標の2は、地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議等の推進。

基本目標の3は、認知症ケアの推進。

基本目標の4は、権利擁護の推進。

そして、基本目標の5では、安心して暮らせるまちづくりを掲げまして、新たな感染症の発生・拡大や近年多発・甚大化している自然災害などに関し、支援体制の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを進め、また、高齢者にとって暮らしやすい環境を整えるため、福祉のまちづくりを推進しますことをそれぞれ掲げております。

今後、この計画に沿った施策を展開し、高齢者の方々が住み慣れた地域の中で支え合いながら、安心して暮らしていただけるまち

づくりを目指していきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○委員長（秋元美智子君）

よろしいですか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

7期の総括を第8期のほうに反映したというように取ったんですけれども、7期について、決算でよく事業総括公開でABCやってますけれども、7期についてはABCでやってもらったら、どんな感じになるのでしょうか。

それははっきり言えないかもしれませんが、大体の7期としての計画としてここまでできたという、ABCでやればどんなもんですかね。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

はっきりした指標に基づくものではないので、いずれそういった計画書の中にどれぐらいの達成度合いかというのは分かるようにしたいと思うんですけれども、ほぼAに近いBかなと。

○委員長（秋元美智子君）

自信もってAとおっしゃっていただけたほうが。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

最後1点ですけど、介護給付費準備基金なんですけど、使い方はこれ大賛成です。今後の豊能町の高齢者、高齢化に伴います、やはりこれから大変になりますので、そういうときには使っていただいたほうがいいというように感じておりまして、特に第9期、2025年問題、団塊の世代の方が後期高齢者になる時期ですけれども、このときに引下げ額が128円ということは12

8円分かかるというふうに解釈したらいいと思うんですけども、これだけの分で何とか行けるだろう。

ところが、12期、13期、14期で、499円から670円の間金額がありますけれども、9期は2025年問題があって、あと12、13、14は上のほうに書いてますけど、高齢者人口や保険給付の増加等と書いてますけれども、これだけの要因として考えていいんですかね。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

豊能町の場合、全国の平均以上に高齢化が進んでおります。そういった意味で、この時期が前倒しになっていく傾向がございます。それに備えるということがございます。

○委員長（秋元美智子君）

ほか質疑ございますでしょうか。

なければ、質疑終了してよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

高尾です。

毎回私は反対しておりますけれども、根本的に大きな問題が入ってるということでございます。

介護保険制度は創設以来、保険料は上がり続けています。負担割合が2割から3割負担に引き上げられるなど、弱者いじめが続けられてきています。

余剰金は、来年8期に向けての介護給付基金として置いておくということですが、国・府への制度改悪にも反対をし

ておりますので、この介護保険条例改正には反対いたします。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

ほか討論ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手4：1）

○委員長（秋元美智子君）

挙手多数でございます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩したいと思います。じゃあ、10時50分に再開いたしますので、お願いいたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○委員長（秋元美智子君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

第10号議案、豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

失礼します。座って説明させていただきます。

保険課、桑原です。

豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件、第10号議案について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、介護保険法の規定

により、居宅介護支援事業所の人員に関する基準を条例で定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされており。

この厚生労働省令で定める介護サービス等に係る基準については、3年に一度介護報酬に係る改定と併せて社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われております。

令和3年度においても、介護報酬に係る改定が行われることに合わせ、関係省令についての所要の改正が行われましたので、省令と同様の改正を行う必要性が生じたものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表も併せて御覧ください。

今回の改正内容としましては、まず、①高齢者虐待防止の推進としまして、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発防止のための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務づけるものでございます。

②の介護サービス等に係るデータベースの活用につきましては、データベースを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するものでございます。

③質の高いケアマネジメントの推進とは、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図る観点から、作成したケアプランにおける各サービスの割合、ケアプランに位置付けられたサービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者に説明を行うことを求めるものでございます。

④生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応とは、区分支給限度基準額の利用割

合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを点検・検証する仕組みを導入するものでございます。

⑤会議や多職種連携におけるICTの活用につきましては、運営基準において実施が求められる各種会議等について感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

ハラスメント対策の強化は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めるものでございます。

⑦業務継続に向けた取組の強化は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけるものでございます。

⑧感染症対策の強化は、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、研修の実施、訓練の実施などの取組を義務づけるものでございます。

⑨運営規程等の掲示に係る見直しについては、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備えること等を可能とするものでございます。

⑩利用者への説明・同意等に係る見直しにつきましては、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意のうち、書面で行うものについて電磁的記録による対応を原則認めるものとするものでございます。

これら施行期日は、令和3年4月1日といたしまして、そのうち④の生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応に係る規定

につきましては、令和3年10月1日から施行といたします。

経過措置につきましては、このたびの改正で新たに義務化された事項につきましては、令和6年3月31日までは努力義務とするものでございます。

説明は以上です。御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（秋元美智子君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

第10号議案なんですけど、これに係るといいますか、実際に運用されていくものなんですけれども、この町内の事業者が、もし分かれば東・西と分けていただいて、何社ぐらいあるか、お伺いしたいと思えます。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

町内7か所ございまして、東地区のほうで3事業所、西地区のほうで4事業所になってます。

○委員長（秋元美智子君）

よろしいですか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

あと、1番から10番まで項目ありまして、施行期日、経過措置等が書いてあるんですけども、1番、7番、8番については3年後というこの猶予期間があるということなんですけれども。

この例えば、4月1日以降の分につきましては、あと4番については10月、半年後なんですけれども、この実質、この

ようにしていくという話が出ておりますけれども、これの町として実際にやってるかどうかというその判断といえますか、チェックですね、それはどのような形でされるのか、お伺いします。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

実はこの事務につきましては、広域福祉課、2市2町で行っております。

ですので、実際に指導監督、そういったことは、広域福祉課のほうで行うこととなっております。

施行期日をずらしてる分につきましては、こういった検査等の体制を整えるチェックリスト等、マニュアル等の整備のために期間を置いてるものでございます。

また、努力義務期間を設けてる分につきましては、内容を見ていただきましたら御理解いただけますとおり、やはり事業所として必要な項目、基準に上げるまでもなく皆さん対応はされてるかと思うんですけども、このたびの改正において義務とされました。

でも、4月1日からの義務にするというのはちょっと急過ぎますので、努力義務規定の期間も設けてるというような形でございます。

○委員長（秋元美智子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

当然のことなんです。これをもしできなかったら指定は外されるという、そういう解釈でいいんですか。もしくは何かあるのかどうか。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

指導の対象になります。

年1回報告をいただきますので、もちろんその事業所のほうでやってなければ、できてない旨のことを言われる、書かれることになりますので、その際にはちゃんと整備してくださいということは指導できるかと思えます。

それに何度も従わない場合には、そぐわない事業所として指定の取消し等も最終的には書かれる。

更新がありますので、その際には、きちんとそういった要件を満たしていない場合は、更新そのものがないことになるかと思えます。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

ほか、ございますでしょうか。

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

18ページにあります電磁的記録等という括弧つきで新たに設けてあるんですけれども、これについては、個人のデータ漏えい防止対策とか、個人情報保護の厳格な運用が求められなければならないのですが、この点についてはこれからそういう対策をとるように指示されていくのか、これ今豊能町がするわけではないようなことをおっしゃったんですけれども、この点はいかがですか、そういう話は詰めておられるのかお聞きします。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

この電磁的記録等の管理につきましても、整備の対象になるかと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

整備の対象になってましたけど、答えになってるかな。

どうぞ、よろしい。

○副委員長（高尾靖子君）

それは、新たに項目としてはどこになるのか分からないけど、経過措置のところに入るんでしょうか。

この点について、しっかりとやはり把握していくように求めていってほしいと思います。豊能町として、やはり大切な新たな取組として、これは行われると思いますので、その点しっかりと把握していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（秋元美智子君）

確認しますが、今の高尾副委員長の質問の35条というのは、ここの説明文の⑩に当たるんですかね。

お願いします。桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

10番のところになります。

○委員長（秋元美智子君）

分かりました。

ほか、ございますでしょうか。

井川委員。

○委員（井川佳子君）

井川です。

感染症対策として⑤ですね、テレビ会議等で周知を図るようにと書いてありますが、そのテレビ会議の環境をこの町内の7業者さんというのは、もう既に整っているということは把握されているんですか。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

これはテレビ会議等でもできるというふうな規定になりますので、必ずしもそういったICTを整備しろという基準にはなっていない。

ですので、今までどおりの方法でやっていただいてもいいですし、ICTを活用して利便性とかも感染症対策を講じていただくということも可能だというものでございます。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

ほか、ございますでしょうか。

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

16ページのところの真ん中あたりですけども、(20の2)の欄です。このところから8段目ぐらいに、町からの求めがあった場合には、というところが文章に入っているんですけども、この点について、今までもこういう町から求めがあったようなことがあったのかどうか、これはこれからの一部改正ですからね、今まではそういうことがあったのかどうか、お聞きします。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

ケアプランにつきまして、町のほうでも審査をしております。ですので、一定基準がありまして、それを超えるようなケアプランの場合は、その理由について説明は求めてきていた、これまでもです。

ですので、必要性について説明を受けまして、理由のある利用の場合は問題にならないものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋元美智子君）

あったということですね。

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

そのことでは改善されてきたということが言えるんですか。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

適正なケアプランの作成に資したものだと考えております。

○委員長（秋元美智子君）

高尾副委員長。

○副委員長（高尾靖子君）

今、福祉関係の人員が大変困難だと言われているんですけども、これが経過措置もありますけれども、その人員を確保することに関しての相談なんかもあるかと思うんですけども、その点についても豊能町としては確実に確認していくということになるのかどうか、お伺いします。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

人材確保の件についてですけども、介護事業計画におきましても、こういったのが重点的な課題の1つとして挙げております。

これを定めるに当たりまして、事業所の状況把握のためのニーズの把握ですね、そのため連絡会を立ち上げまして、事業所等のヒアリングを行いました。

また、近隣市町ともそういった問題の共有をしておりますので、そちらとの連携、情報交換等をしておるところでございます。

○委員長（秋元美智子君）

ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。なければ、質疑終了したいと思いますので。

(「なし」の声あり)

○委員長(秋元美智子君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(秋元美智子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(秋元美智子君)

挙手全員であります。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案、豊能町立公民館条例等の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長(中谷康彦君)

お疲れさまです。生涯学習課、中谷です。

第12号議案、豊能町立公民館条例等改正の件について、御説明させていただきます。

議案書の22ページをお開きください。併せて、議案概要も御覧いただけたらと思います。

今回、改正させていただく条例は、豊能町立公民館条例、豊能町立ふれあい広場条例、豊能町立文化ホール条例、豊能町立総合体育施設条例、豊能町立スポーツ広場条例、以上の5つの条例でございます。

提案理由といたしましては、施設の使用料及び利用料金につきまして、後納することができるようにするためでございます。

今回の提案の背景としましては、昨年からの新型コロナウイルスの影響で、臨時閉館や自主的に活動を自粛されました各施設における使用料及び利用料の返金作業というものが出てくるのが予想されました。

事前の対応策としまして、西公民館を例に挙げますと、毎回施設利用時に料金を徴収させていただくということで対応してきました。これがなければ返金作業はかなり数が出てくるということが予想されましたので、事前にそういうような対応をさせていただいたというところです。以後、今こういうようなコロナが感染が広がったり、落ち着いたりということを繰り返しますので、去年以降ずっとそのような形で1回1回窓口で料金を徴収させていただくという形で、今もそういう形で続けております。

やはり公民館が一番多いんですけれども、利用者の方からまとめて精算できないか、同じような利用者の方、数多く使われておりますので、1回1回窓口で払うのではなくて、まとめて精算できないものかという要望も多々ございました。

そこで、それに対応させていただくということで、今回提案させていただいております。

今回の提案ですが、全てを後納ということではなくて、施設によってこれまでどおり前払いという形で、ユーベルホールなどはこれまでどおり前払いという形でさせていただきたいと思っております。

その施設にとって、また、利用者の方にとって最良な料金体系で料金を徴収させていただきたいというのが本来の趣旨でございます。

なお、施行期日は今年の令和3年4月1日から、経過措置としまして、施行日以後の許可に係る使用または利用から適用ということで考えております。

説明は以上になります。よろしく願いたします。

○委員長(秋元美智子君)

ありがとうございます。

これより、本件に対する質疑を行います。

井川委員。

○委員（井川佳子君）

井川です。

後納もできるということなんですけれども、私どもでは当日のとき払うというようなことをしております、1回ずつ払ってたんですけど、後納もできるようになれば、うがった考え方なんですけど、ごめんなさいね、こんなことを言ったらあれなんですけど、皆さん善意で活動されてるのに、こんなことを言ったら失礼なんですけど、滞納というのちょっと考えられたりしないのかなと、そこだけ1点心配でありまして、そういうような滞納が起こらないような工夫というのはどうなさるおつもりですかね。

○委員長（秋元美智子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷康彦君）

生涯学習課、中谷です。

基本的には、毎回というか、結構へビーに使っていただける方を対象にしようと思っております。

ということは、次の月にも使っていただくということがありますので、もしお支払いがなければ、そこら辺ペナルティーを課させていただきます、次の月から使えないようにというようなことにさせていただきかなと思っております。

回数が少ない方、もしくは、いわゆる一見さんというような方は、今までどおり窓口で徴収してということで対応したいと思っております。

後納の場合は、今考えておりますのは、一定の後納の申請出していただいているということで、基本的には社会教育登録団体に登録されている団体ということで、使い逃げということは基本はないかなと考えております。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

ほか、質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

質疑を終結したいと思います。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（秋元美智子君）

挙手全員であります。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案、令和2年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の関連部分のみを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。順次発言をお願いいたします。

どうぞ、桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

それでは、令和2年度一般会計補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。歳出から御説明申し上げます。

今回の補正では、事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の確定に伴う財源振替についての説明は省略させていただきますので、御了承願います。

23ページをお開きください。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目2・老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業であります。低所得者への保険料軽減措置に係る費用を介護保険特別会計に繰り出しするものであります。

続きまして、目10・後期高齢者医療費

の1. 後期高齢者医療特別会計繰出金事業であります。保険基盤安定制度に係る費用を後期高齢者医療特別会計に繰り出しているものであります。

事業の実績に伴い、事業費の繰出金は減額となるため、トータルから補正額が減額となっているものでございます。

○委員長（秋元美智子君）

吉澤義務教育課長。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

義務教育課、吉澤です。こんにちは。お世話になります。

私のほうは、補正予算書の28ページを御覧ください。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費、説明欄5に記載されております学校教育充実事業についてですが、感染症対策等の学校教育活動継続事業として補助金を申請しています事業で、事業内容としましては、GIGAスクール構想に関連して、タブレット端末に教育支援ソフトを導入し、各学校において、そのソフトの活用方法の研修を教職員向けに行うものです。

また、本事業につきましては、補正予算書の6ページにある繰越明許費に挙げていますとおり、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越するものです。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

では、続きまして、補正予算書28ページ及び29ページを御覧ください。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の説明欄の11. 子ども・子育て支援事業、予算書は29ページになります。

償還金の218万3,000円は、令和元年度に、国や大阪府から受けた補助金や交付金が確定したことに伴う償還金です。

説明は以上です。

○委員長（秋元美智子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷康彦君）

生涯学習課、中谷です。

続きまして、30ページをお開き願いたいと思います。

項5・社会教育費、目4・図書館運営費の3. 図書館管理事業でございますが、こちらは図書館の空調機器整備に係る費用について補正するものでございます。

なお、この予算につきましては、6ページの第2表、繰越明許費（追加）の下から2段目に載っております事業でございます。年度内に事業が完了する見込みがないので、繰越しするものでございます。

歳出は以上となります。

○委員長（秋元美智子君）

吉澤義務教育課長。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

義務教育課、吉澤でございます。

ただいまからは、歳入のほうの説明をさせていただきます。補正予算書の16ページを御覧ください。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目6・教育費国庫補助金、節1・事務局費国庫補助金、説明欄7の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金につきましては、歳出のところで御説明させていただきました感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の国庫負担分の2分の1の補助金の分です。

○生涯学習課長（中谷康彦君）

生涯学習課、中谷です。

同じく、16ページ、節6・図書館運営費国庫補助金の2. 新型コロナウイルス感

感染症対応地方創生臨時交付金であります、歳出のところで御説明申し上げました図書館の空調機器整備に係る費用についての国庫補助金でございます。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

同じく16ページです。

款16・府支出金、項1・府負担金、目2・民生費府負担金、節2・老人福祉費府負担金であります、低所得者への保険料軽減措置に係る介護保険特別会計事業勘定への繰出金に係る府負担金であります。

次の目4・後期高齢者医療費府負担金であります、歳出のところで御説明申し上げました保険基盤安定制度に係る後期高齢者医療特別会計繰出金に係る府負担金でございます。

○委員長（秋元美智子君）

吉澤義務教育課長。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

義務教育課の吉澤です。

補正予算書の17ページを御覧ください。

款16・府支出金、項2・府補助金、目8・教育費府補助金、節1・事務局費府補助金、説明欄の9. 学校保健特別対策事業費府補助金につきましては、歳出で説明しました感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の府負担金の2分の1補助の分です。

歳入につきましては以上です。

説明は以上になります。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（秋元美智子君）

ありがとうございます。

これより、本件に対する質疑を行います。

井川委員。

○委員（井川佳子君）

30ページでございます。図書館管理事業でございます。コロナ対策のお金でこの空調整備ができるということなんですけれども、ごめんなさい、繰越しやと聞いたんですけど、令和3年、いつ頃に完成の予定を見込んでいらっしゃいますか。

○委員長（秋元美智子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷康彦君）

生涯学習課、中谷です。

年度替わりましたら、契約の作業をすぐに進めたいと思っております。

工期のほうは、機器の製作とかありますので、約5か月かかることになりますので、契約後5か月後に完成ということで、なるべく早く進めたいなと思っております。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

ほか、ございますでしょうか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

同じ図書館で30ページです。空調機の話で、通常は空調機、そういうときは、冬場・夏場の合間をとってやるんですけども、今回はコロナの交付金を使うことによって、要するに繰越しして、新年度で行うということによろしいんですね。

○委員長（秋元美智子君）

お願いいたします。

○生涯学習課長（中谷康彦君）

生涯学習課、中谷です。

今、おっしゃったとおりです。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

28ページなんですけど、先ほどのGIGAスクールに係る研修等に係るソフトと

か、その辺にかかる費用で計上されておるんですけれども、先生方に対しての研修ということをお伺いしましたけれども、これについては、ソフトはどんだけ買うか分かりませんが、研修については1か所でやられるのか、あと校区ごとにされるのか、どういうふうに考えておられますか。

○委員長（秋元美智子君）

吉澤義務教育課長。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

義務教育課の吉澤です。

学校の先生方も大変お忙しいので、できることであれば、各校に講師を派遣して、各校ごとで研修をしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

23ページの児童手当支給事業、法律等に基づく扶助費が338万円の減額になっているんですけれど、これの要因は何でしょう。

○委員長（秋元美智子君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課の仲村です。

児童手当なんですけれども、毎年、子どもの数が減っております。

ちなみになんですけれども、令和2年の1月末と令和3年1月末の年齢別人口を比べますと、1月末が15歳以下で1,395人、令和3年1月末で1,352人、43人減少しております。要因はこれらのことでございます。

○委員長（秋元美智子君）

質疑、ほかございますでしょうか。

西岡委員、どうぞ。

○委員（西岡義克君）

減額のところがほとんど説明なかったんで、原因をちょっと知りたいと思うんですけど、全部聞かない、教育費のところだけお聞きしたいと思います。

28ページの子ども・子育て支援事業、これ374万7,000円の減額になってますけど、この原因は何ですか。

○委員長（秋元美智子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

子ども・子育て支援事業、全部で374万7,000円の減額ですが、このうち負担金として573万円の減額。

これは、保育教育給付負担金473万円、施設等利用給付費負担金。これは町内に住んでいる子どもたち、町外の私立の幼稚園や認定こども園、もしくは保育所等に通われている場合、そこの施設に対する負担金ですが、今年度行かれてる実績に基づいてお支払いする負担金を減額している、これが主な理由になります。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

西岡委員。

○委員（西岡義克君）

そうしたら、事業でどういうこと、内容的には、参加は少ないということ。

○委員長（秋元美智子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

実際に私立のこども園とかに入園・入所している子どもの数が予定していたよりも少なかった、そういうことです。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

西岡委員。

○委員（西岡義克君）

それと、29ページの奨学費のところですが、これ貸付金、これもやっぱり申込みが少なかったのかどうか、この原因は何ですか。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします。

入江教育総務課長。

○教育総務課長（入江太志君）

教育総務課の入江です。

委員おっしゃるとおり、申込みが少なかったというのが主な原因です。

当初では、それぞれの貸付けの枠がございまして、一応枠の人数を当初で計上させていただいております。

例えば、高校生、大学生だったら5名以内というような形で計上しておりますので、額はその分多い状況です。

今年度で言いますと、高校生1名、大学生1名の申込みがございました。なので、その差額が主に減額の要因ということでございます。

以上でございます。

○委員長（秋元美智子君）

西岡委員。

○委員（西岡義克君）

減額は、30ページですか、文化振興事業、これ270万。この原因はやっぱり文化ホールを使用していない、コロナの関係ですか。

○委員長（秋元美智子君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷康彦君）

生涯学習課、中谷です。

新型コロナの影響により、公演のほうを中止しておりますので、業務委託料は自主公演が主なものとなっております。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

西岡委員。

○委員（西岡義克君）

同じように、スポーツ振興費のシート管理事業、これも同様の原因ですか。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします。

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷康彦君）

生涯学習課、中谷です。

こちらの業務委託料は、令和3年度の予算で予定しております防水の工事の前年度に実施設計やりましたその契約の差金です。以上です。

○委員長（秋元美智子君）

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（秋元美智子君）

挙手全員であります。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第15号議案、令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保険課長。長くなるようでしたら、どうぞ座ってください。

○保険課長（桑原康男君）

それでは、第15号議案、令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

す。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ569万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,559万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の後期高齢者医療事務事業は、システム改修に係る業務委託料を367万3,000円減額補正するものです。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金の936万3,000円につきましては、主に保険料の徴収残相当分等の増加による補正でございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料913万2,000円と款3・繰入金、目2・保険基盤安定繰入金23万2,000円を合わせました額を、先ほど歳出で御説明させていただきました広域連合への納付金の財源とするものでございます。

款3・繰入金の目1・事務費繰入金は、歳出で御説明させていただきました業務委託料の減について補正するものでございます。

説明は以上です。御審査いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長(秋元美智子君)

これより質疑を行います。

永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

6ページ、歳出の後期高齢者医療事務事

業、システム改修に係って367万3,000円の減額なんですけれども、具体的な内容を教えてください。

○委員長(秋元美智子君)

願います、桑原保険課長。

○保険課長(桑原康男君)

保険課、桑原です。

税制改正に伴うシステム改修でございます。

○委員長(秋元美智子君)

永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

先ほどシステム改修上がっておりまして、何でこんだけ367万3,000円の減額、要するに入札差金なのか、その辺よく分からないので、詳しく説明をお願いします。

○委員長(秋元美智子君)

桑原保険課長。

○保険課長(桑原康男君)

保険課、桑原です。

内容としましては、12月補正でシステム改修の対応として補正予算化さかせていただいたところでございます。

内容が税制改正に係るシステム改修ということで、ベンダーとの基本契約がございます。その中で、通常必要とされる部分については新たな費用を徴収しないということが基本契約の中にうたわれておりましたので、その分と今回の分の整合を取りまして、追加する分で町で負担する分とあと、補助がある分と精査した上で、残った額が今回減額させてもらったということでございます。

○委員長(秋元美智子君)

永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

ちょっとよく分かりませんが、結局計上しなくてよかったものを計上したということではないんですか。そういうふうに

私は解釈したんですけど。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

業者のほうから見積りが上がってきました。なので、その額で予算化させていただいたんですけども、最終的には、補助金が国から出ますので、その額で契約させてもらおうということになりましたので、最初の額よりも下がっているということでございます。

○委員長（秋元美智子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

補助金の金額は分かりませんが、それが前もって分かっていたら、それについては計上する必要がなかったんじゃないんですか、お伺いします。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

当初頂いた見積書、その額をもって予算措置させてもらいましたので。

○委員長（秋元美智子君）

先ほどの説明の中で、見積りの中からこれは払わなくていい対応外のお金とか、そんなふうな説明もあったと思いますので、業者の見積りそのものが不必要なものが入っていたのか、行政が見たら、これは継続だから要らないとか、何かそういったふうなどんな手順でここに、減に至ったんですかという質問だと思いますが。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

最初に見積りもらったときには、そういった補助額がどの程度かということがちょっと明らかでなかったのが実際のところです。

ですので、フルに必要な額を予算措置させていただいたんですけども、実際のところは、国のほうからの補助が出ておりますので、その確定をもちまして、その差額で契約をさせてもらうというほうにさせていただいたところでございます。

○委員長（秋元美智子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

当初は国の補助金が分かってなかった。ですから、見積りをとって、こんだけ入ってますと。

しかしながら、後から補助金こんだけ金額出てきたから、実は減額したという、そういう解釈ですか。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

結果としまして、町の持ち出しをゼロにしたいというのが意図でございます。

ですので、補助金の範囲で事業が行えたということです。

○委員長（秋元美智子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

しつこく言いますが、当初は補助金が使えるというか、出るか分かりませんでした。分からない状態で業者に対してこんだけシステム改修係の見積りを取りました。その経過の中で、国からの補助金が使えることが分かったので、それを使いましたということで、この分だけを減額したということではないんですか。

○委員長（秋元美智子君）

その流れかどうかだけ、お願いします。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

そういうことで。

○委員長（秋元美智子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

その下の後期高齢者医療広域連合納付金事業963万3,000円ですかね、これ負担金当然あるんですけども、963万3,000円というのは、これ大阪府内、当然大阪府の後期高齢者になると思うんですけども、町のこの負担金というのは、府全体の割合です、何%になるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

この分の額につきましては、後期高齢者医療の保険料が納付いただいた額が増えていますので、その分を納付するという形で。

○委員長（秋元美智子君）

ほか、ございますか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

後期高齢者保険というのは、保険料というのは、75歳以上になると1割じゃないですかね、保険料、じゃないの、納める保険料。1割じゃない、一緒に払う。

○委員長（秋元美智子君）

どうぞ、質問してください。

今の質問で分かりました。申し訳ない、小寺委員、もう一遍お願いします。

○委員（小寺正人君）

75歳以上の後期高齢者の保険料は幾らなんですかというと、大体10%と聞いているけど、じゃないんですか。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

後期高齢者医療の賦課につきましては、広域連合が行っております。

所得割として約10%はちょっと下回ったと思うんですが、それと均等割5万円との合計額が保険料として納めていただく額となります。

ですので、1割とか3割とかというのは、それは医療費の自己負担額の割合のことをおっしゃっているのではないのでしょうか。

○委員長（秋元美智子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

多分ですよ、10%だと思うんだけど、ほかの健康保険、国民健康保険や社会保険から来るやつがあるじゃないですか、後期高齢者、その分が上がってきたということじゃないの、これ。

○委員長（秋元美智子君）

お願いします。

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

これは保険料の増収分というか、想定額が増加した分相当額に当たります。

○委員長（秋元美智子君）

保険料ですよ、徴収分です。

よろしいですか。ほか、質疑の方、いらっしやいます。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

なしですね。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長 (秋元美智子君)

挙手全員であります。よって第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第4回)の件を議題といたします。

桑原保険課長。

○保険課長 (桑原康男君)

保険課、桑原です。

○委員長 (秋元美智子君)

長いようでしたら、どうぞ。

○保険課長 (桑原康男君)

短くすませていただきます。

第16号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について、説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第4回)でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算によるものでございます。

それでは、本件につきましては、歳入のほうから御説明させていただきます。

お手元の補正予算書の7ページをお開きください。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金、目5・低所得者保険料軽減繰入金117万5,000円は、低所得者の保険料を軽減するため、国・府の公費による保険料軽減負担金を受け入れた一般会計から、町の負担分を上乗せして介護保険特別会計に繰入れす

るものでございます。

1ページ戻っていただきまして、6ページの下段、款3・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・調整交付金及び目7・介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に係る国の財政支援分でございます。

それでは、歳入の増加分について、6ページの上段、目1・第1号被保険者保険料の特別徴収・普通徴収を案分の上、同じ額を減額して財源調整します。

8ページ以降の歳出につきましては、全ての保険給付金について財源振替を行いますので、金額の増減等はございません。

説明は以上です。御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長 (秋元美智子君)

これより、本件に対する質疑を行います。永谷委員。

○委員 (永谷幸弘君)

7ページの低所得者保険料軽減繰入金、117万5,000円ありますけれども、これは何名分に相当するんですか。

○委員長 (秋元美智子君)

桑原保険課長。

○保険課長 (桑原康男君)

保険課、桑原です。

6月にも一度補正させていただいておりまして、今回最終で必要な人数を出しております。その差が102人で、合計で対象になる人数が1,812人がこの低所得者の軽減の対象になる人数になっております。

以上です。

○委員長 (秋元美智子君)

よろしいですか。

永谷委員。

○委員 (永谷幸弘君)

6ページの下介護保険災害等臨時特別補助金のコロナウイルス対応ということで

聞いたんですけれども、もう少し具体的な内容を教えてほしいんですけれども、どういことをされたのか。

○委員長（秋元美智子君）

桑原保険課長。

○保険課長（桑原康男君）

保険課、桑原です。

これは、介護保険料の減免です。

ですので、コロナウイルスの影響によって収入が減少された方につきまして、介護保険料の減免措置を行っております。

内容を詳しく言いますと、この内訳としましては、13人が対象となりまして、こちらの国庫補助額とあと調整交付金を合わせまして、58万4,000円が減免した総額になります。

以上です。

○委員長（秋元美智子君）

ほか、質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

ないようでしたら、終結いたします。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（秋元美智子君）

挙手全員であります。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された案件は全て終了いたしました。

引き続き、その他について、何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

意見ないとみまして、以上をもって委員会を閉会したいと思いますので、お願いいたします。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（秋元美智子君）

異議なしと認めます。よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たりまして、町長より御挨拶ございます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

本日は、常任委員会の開催、閉会に当たりまして、御礼を申し上げたいと思います。

提案させていただきました議案に対して御審査賜り、適切に御決定賜りましたこと、誠にありがとうございます。いただきました御意見に対しましては、執行のときにしっかりと配慮し、注意を払ってまいりたいと思います。

朝晩寒暖の差が非常に激しくなっておりますので、皆様方、どうか御自愛をいただきまして、本町に対する御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございます。

○委員長（秋元美智子君）

ありがとうございました。

では、これをもって、令和3年豊能町議会3月定例会議福祉教育常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時47分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証する
ためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会
委員長